

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年3月15日(水) ホテル熊本テルサ3階会議室「たい樹」	
出席委員氏名 ※50音順	天本 徳浩 (崇城大学総合教育センター 教授) 下田 典子 (行政書士) 谷本 たまみ (税理士) 辻本 剛三 (熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)水圏環境教授) 原島 良成 (熊本大学熊本創生推進機構准教授(法学部併任・行政法))	
審議対象期間	令和4年10月1日 ~ 令和4年12月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
談合情報	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p><b>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</b></p> <p>○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いする。</p> <p>○「議事（４）抽出事案の審議」のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（５）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。</p> <p>○異議なし。</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。 今回の審議において、「議事（４）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（５）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p><b>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</b></p> <p><b>【R2～4年度第3四半期の熊本県発注工事の入札結果の推移（資料1）】</b></p> <p>○意見等なし</p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会で行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（４）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。</p> <p>次に、「議事（５）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>報道関係者入室</p> <p>（事務局）資料1～4を報告</p>

意見・質問	回答
<p><b>【入札不調等の発生状況について（資料2）】</b>  ○県南3地域について、来年度の「復興JV制度」を延長されるとのことだが、発注機関別の不調不況状況をみると、八代、芦北、球磨地域が非常に高くなっているが、天草も非常に高い状況となっている。天草は本制度の対象とならないのか。</p> <p><b>【入札契約方式別発注工事一覧（資料3）】</b>  ○独占禁止法違反行為により指名停止となった2件について、それぞれの指名停止期間が異なった理由をわかるように記載すべきではないか。口頭で説明いただいたが、文章を見たときに疑問に思う。</p> <p><b>【指名停止の運用状況一覧（資料4）】</b>  ○意見等なし</p> <p><b>4 談合情報及び県の対応状況の審議</b>  <b>【談合情報及び県の対応（資料5）】</b>  ○意見等なし</p> <p><b>5 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議</b>  <b>【審議対象工事の抽出について（資料6）】</b>  ※抽出委員から説明</p> <p><b>【審議対象工事（資料7）】</b>  &lt;&lt;随意契約&gt;&gt;</p>	<p>○天草地域の不調率は18.35%ということで、15%程度で推移しており高い状況にある。この状況について、地域の業界の方からは、やはり災害の影響が少なからずあると話聞いている。ただ、今後の見込みとしては、手持ち工事量も減ってきていると聞いている。</p> <p>この考え方は、芦北、球磨地域にも同様の傾向がみられ、この地域では梅雨明け頃には県工事だけでも70本ほどの工事を完了する見込み。それに伴い不調は減少すると考えているが、それ以上にまだ県南3地域の発注も見込まれるため、この地域の復興JV制度は継続していきたい考えである。</p> <p>○今後、そのように対応していく。</p>

意見・質問	回答
<p>(1) 覚井一武線(球磨大橋)応急復旧仮設橋脚 その1(左岸)工事</p> <p>○随意契約の案件は少ないので、手続きについて伺いたい。予定価格は公表されているのか。</p> <p>○この場合、見積金額が予定価格を超えた場合は落札とならないという考えで間違いないか。</p> <p>○単独随契の業者選定理由は、九州地方整備局からの通知に基づくものか。</p> <p>○その通知に基づいて県の方で契約を行ったということか。</p> <p>○同日に何件か同様の契約が行われているが、これも九州地方整備局の通知に基づき手続きを行ったものか。</p> <p>《指名競争契約》</p> <p>(2) 国道218号(年禰橋)道路補修補助事業 (橋梁)防護柵工事</p> <p>○補修箇所のところ笠石という表現があるが、笠石というのはあまり聞いたことがないので、何か特殊なものかと思った。そのうえで、選定に際し、その特殊性というのを考慮しなければいけなかったのかを教えてほしい。</p>	<p>○単独随意契約の場合、予定価格は事後公表としている</p> <p>○間違いない。</p> <p>○今回の工事は、国土交通省が保有する応急組み立て橋を使う仮橋設置になる。その仮橋を施工する技術力、それから機動力などを判断し、国土交通省の方が選定し、県の方に通知を行ったもの。</p> <p>○業者の選定については、通知に基づき行った。</p> <p>○仮橋の下部工が右岸側、左岸側の2件、上部工についても、右岸側、左岸側の2件あり、この4件とも国土交通省の選定通知に基づいて、業者選定を行っている。</p> <p>○これは石材で作った手すり、文化財となっており、江戸末期あるいは明治初期に作られたものである。当時からすると非常に接続が緩くなっているため、歩行者が触ってずれたりするのを防止するため、アンカーピン等で止めて強化なものにする工事となっている</p>

意見・質問	回答
<p>○そのうえで、この橋が重要文化財であれば、通常の補修のやり方でよいのか。また、とび・土工・コンクリート工事でよいのかについて検討する必要はないのかと考え質問した。実際、施工そのものはそれほど特殊なことではないと判断してよいのか。</p> <p>○最低制限価格を下回った業者が3者あり、これは仕事を取りたいという意欲があつて価格を下げたのだと思うが、やはりこの最低制限価格を見積もるとするのが非常に難しいことなのか。</p> <p>○10者選定した経緯の説明があつたが、10者のうちの9者が熊本市東区の業者となっている。宇城地域振興局の管轄でありながら、なぜこのように東区の業者がまとまって指名されているのか。1者だけ八代市となっているが、その経緯を教えてください。</p> <p>○それにしても東区ばかりだと思つたところだが、なにか選び方にそういうバイアスというものはあるのか。近隣の業者ばかりを選ぶと相談もしやすいのかと思つたが、その辺はいかがか。</p> <p>○複数者の入札が同額となっているが、このようなことはよくあることか。</p>	<p>○施工に当たっては、設計の段階で町の文化財部局と施工内容については協議済みである。その内容が、通常のとび・土工・コンクリートの工事内容で、特殊なものではないと判断したため、とび土工の有資格者である37者のうちから、施工実績等を考慮し10者を選定したもの。特に、文化財等に特化した専門業者を指定しているわけではない。</p> <p>○発注者の方としても、落札金額が安いだけでは安全性や品質が懸念されるため最低制限価格を設けているが、最低制限価格については、ランダム係数があり、想定することは難しいと考える。</p> <p>○先ほど説明したとおり、施工実績が多い業者を優先的に選んでおり、宇城管内の業者がなかったのは、たまたまとなっている。これは、品質、あるいは、施工的に的確に工事ができることを優先して考え、施工実績を考慮し選定したためである。</p> <p>○結果的にそのようになったということで、意図はない。</p> <p>○これは予定価格と同額で入札されており、それ</p>

意見・質問	回答
<p><b>(3) 高森高校マンガ学科実習棟移設その他工事</b></p> <p>○1回目の入札は1者入札で不調であったとのことだが、2回目の入札は8者辞退となっている。最終的に1回目の入札に参加した業者が落札したのか。</p> <p>○この金額ではできないという業者が多かったという理解でよいか。</p> <p>○2回目の入札は、1回目で辞退した9者を入れ替えたということか。</p> <p>○それ以外の6者を入れ替えたという理解でよいか。</p> <p>《条件付一般競争入札》</p> <p><b>(4) 赤瀬漁港水産物供給基盤機能保全(西護岸)工事</b></p> <p>○施工延長30メートルでのうち、10メートルと20メートルの部分の補修のやり方が変わっている。これは同じ補修であったら経費も安くつくような気がするが、なぜこれを変えているのか。右端にストーンブロックが置いてあり、その関係</p>	<p>ほど多いケースではない。</p> <p>○1回目の入札後、辞退した業者にヒアリングを行い、阿蘇管内の3者と菊池管内の3者については、手持ち工事等があるということで、技術者がいないとの回答があった。また、阿蘇管内の他3者は、見積りをしたけれども金額が合わないというような回答であった。金額が合わなかった要因としては、芦北高校の大部屋を解体して運搬する人的な経費の増加があり、諸経費を上乗せして再計算し、今回の入札を行った。結果、前回の1者の方については、入札されたが、落札の方はしていないという状況であった。</p> <p>○今の時期、タイミング的に手持ち工事を多く持っていたということで、技術者にあてられる方がいない状況だったと思われる。</p> <p>○阿蘇管内の3者は、2回目の入札にも入っている。</p> <p>○はい。</p>

意見・質問	回答
<p>で施工のやり方、補修のやり方が違うのかと思ったのだが、その辺は設計段階で、どのように判断をされたのか。</p> <p>○そうすると、これは令和3年度の工事実施箇所と同じやり方というふうに考えてよいか。</p> <p>○今の話でいうと、本来であれば腐食防止工法を使いたかったのだけれども、それができないため、こうしたという説明であったが、感覚的に言うと、令和3年度の工法をそのまま延長させておいて、最後は少し陸側からの腐食防止工法になるようなイメージだが、それとは逆ということか。結果的に、L=10は、たまたま令和3年と同じだったという理解でよいか。</p> <p><b>(5) 国道219号(新萩原橋) 道路補修補助(橋梁補修) 工事</b></p> <p>○今回も調査基準価格は公表されずに入札が行われているといことよいか。 2者が非常にギリギリのラインで入札していたので質問した。</p>	<p>○工法は2つあり、基本的には右側の被覆防食工でやりたいということで進めている。ただ、この鉄筋モルタルにしている10メートルの区間については、被覆防食をする際に、一部部材が薄くなっているところに当て板をする必要がある。また、それを溶接する必要があるが、その溶接をする際の取り付けのスペースが、この10メートルの部分についてはとれなかった。上のコンクリートが支障になり、定着スペースが全部と取れないということで、やむなくモルタル鉄筋工法を採用した。</p> <p>○はい。</p> <p>○被覆防食をするところについては、先ほど肉厚が薄くなりすぎているところを補強すると申しあげた。その補強する場所が、令和3年度のところは、上のコンクリートよりも少し下の方でしたので定着するスペースが取れたが、たまたま、今回の赤いところについては、腐食している場所が高い上の方であった関係で、今回のモルタル鉄筋工法になったということ。</p> <p>○調査基準価格は事後公表としているが、算定式は公表している。</p>

意見・質問	回答
<p>○この委員会の案件で出た中では、かなり落札率が低いものだと感じた。特殊な橋の道路補修事業ということで、きちりできるという工事の特殊性により入札価格に差が出たのか。なぜ落札率が低いのか要因があれば教えてほしい。</p> <p>○最低制限価格でランダム係数を掛ける場合と調査基準価格はどのように違うのか。</p>	<p>○工事内容につきましては、代表的な三つのひび割れの工事、断面修復等となっているが、これは数多く工事の事例があり一般的な工事内容であるというふうに考える。そのようなこともあり、低い金額での入札となったのではないかと。</p> <p>○設計金額3千万円以上の工事では総合評価の一般競争入札の場合は低入札調査基準価格となる。総合評価落札方式の場合は、調査基準価格ということで、ランダム係数を掛けない。指名競争入札の場合は、価格競争で最低制限価格制度ということで、ランダム係数を掛け、その価格を下回った場合は失格として取り扱う。</p>

